

令和2年度 第1回旭川市景観審議会会議録

- 1 日時 令和2年8月24日(月) 午後3時00分から午後4時00分まで
- 2 場所 旭川市職員会館 1階 1号室
- 3 出席者 11名
 - (1) 景観審議会委員
大矢会長, 八重樫委員, 松村委員, 林田委員, 荻野委員
 - (2) 事務局
熊谷部長, 高橋次長, 原課長補佐, 及川主査, 高野
 - (3) 関連部局
建築部建築指導課 細谷主査

4 会議概要

事務局

只今より令和2年度第1回旭川市景観審議会を開会する。

委員を委嘱して初めての会議であるため, 事務局から委員の紹介を行う。

(紹介略)

事務局

(挨拶略)

事務局

会長及び副会長を選出する。

旭川市景観規則第18条第1項の規定で, 委員の互選により決定するとしているが, 委員からの意見がなければ, 事務局に一任していただいてもよろしいか。

各委員

よろしい。

事務局

大矢委員を会長に, 八重樫委員を副会長に推薦してよろしいか。

各委員

よろしい。

会長

(挨拶略)

会長

旭川市屋外広告物審議会と旭川市景観審議会の統合について, 事務局から説明願う。

事務局

(資料に基づき説明)

委員

所掌のセクションは都市計画課になるのか。

事務局

景観審議会の方に統合するため所掌は地域振興部都市計画課になる。

会長

議会で承認されるまでは、現行のままで行くということか。議会承認後に委員数が15人以内となるよう再選を行うのか。

事務局

その通りである。

委員

最近は両審議会共に、ほとんど開催されていないということだが、屋外広告物審議会は、基準等の制定時に審議会で審議するということか。基準等の制定がない限り、開催する必要がなかったということか。

関連部局

その通りである。

委員

景観審議会は、景観計画の策定や景観賞の選考で、審議会を開催していたが、景観計画の変更や景観賞の事業がなくなった後は、開催することがなかったということか。

事務局

その通りである。

委員

両審議会を統合した後も、今までどおり基準等の改定がなければ、やらなくてもいい有名無実の審議会ということなのか。統合したことにより、新しい役割や期待する部分はあるのか。

事務局

新たな期待はないが、今後も景観計画の見直しや変更等はある予定である。今まで景観と屋外広告物は別に審議されてきたが、屋外広告物は景観にとって重要な事項であるため、統合することにより総合的な判断ができる。

委員

総合的に判断することは大切だが、せっかく統合するなら新たな審議内容があれば良い。

事務局

景観は地域資源や地域財産という意識に変わってきている。そのような議論をする場として審議会が存在することになっても良いと考える。統合することで様々な効果があり、様々な検討ができることを期待している。

委員

審議会を設置した当時と比べ社会的な状況が変わってきており、目に見えにくいものの価値が上がっている。そのため、景観の価値は上がってきていると思う。旭川の価値を上げるためにはどうしたら良いか、というような議論でも良い。

事務局

その場所に住んでいる人であっても、人によって価値観が違うため、見方が変わる。そういった時に、行政の立場からでは判断が難しいことがあった。

委員

行政だけの説明より審議会で意見を聞くことで、市民に届きやすい説明ができる。

会長

審議内容にある景観賞についても、10年に1回でも良いから継続的に事業を実施し、市民に景観の重要性を認識してもらいたい。

委員

新たに検討してもらいたい事項として、景観教育がある。教育の中で、地元の景観を取り扱い、地域教育を行えば、大人になったときに変化が期待できる。

委員

教育をするには、教育資産が必要になるため、現場の力だけでは難しい。社会教育部との連携が必要になる。

屋外広告物は近景であるため、統合することにより中景、遠景との総合的な判断ができる。

会長

些細なことでも景観に関することは審議会で議論を行うほうが良い。

事務局

審議内容に幅を持たせるようにする。

会長

統合することにより、景観条例そのものが改正されるのか。

事務局

景観条例の審議会の項目だけである。

委員

審議会をコンパクトにすることも目的なのか。

事務局

人数を減らすことが目的ではないが、統合すると減ることになる。

会長

旭川市屋外広告物審議会と旭川市景観審議会の統合について、異議はないか。

各委員

異議なし。

会長

以上で議事は終了とする。

事務局

その他審議事項が無ければ、閉会としてよろしいか。

各委員

よろしい。

事務局

それでは、令和2年度第1回旭川市景観審議会を閉会する。